平成３０年（フ）第３４号
宮城県石巻市水押１丁目１番26号　齊藤アパート102号
債務者　丹野　清次
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第７１１号
愛知県あま市七宝町桂藪之内20　エスポワール七宝１－Ａ、住民票上の住所愛知県愛西市草平町道下50番地１
債務者　川口　雅美
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３号
山口県下松市南花岡７丁目５番６号
債務者　武重　浩司
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１２８号
愛知県春日井市西本町３丁目249番地
債務者　伊藤　直子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２号
北海道小樽市幸３丁目20番６号
債務者　早川　正博
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第６４号
青森県八戸市根城５丁目４番９号　小菊荘、前住所青森県上北郡おいらせ町上明堂76番地２　藤荘６号室
債務者　坂本　優菜（旧姓水梨）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第３２７号
仙台市太白区大塚町９番10号　メープルハウス205
債務者　中里多惠子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字道上山11番地１
債務者　我妻　雅彦
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第１５０号
新潟市西区坂井東４丁目５番12号　アーバン梶武２号、前住所新潟市西区坂井東３丁目６番40号　サンライフ坂井102
債務者　齋藤　　力
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６２号
新潟市秋葉区舟戸１丁目６番８号
債務者　小泉　彩子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６５号
新潟市西蒲区和納３丁目18番10号
債務者　星野まゆみ
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６６号
新潟市中央区天神２丁目137番地191　ハイム天神Ｃ号、前住所新潟市東区東中島１丁目３番22号
債務者　坂野　　亮
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７３号
新潟県燕市吉田3416番地１　クリーンハイツ吉田　７号
債務者　土田亜由美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７４号
新潟市西区西小針台１丁目１番18号　センチュリー勝301号
債務者　川島恵三子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７５号
新潟市東区中野山５丁目４番23号　コーポ白樺302号、前住所新潟市中央区幸西２丁目５番13号　レールシティ幸西406号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７６号
新潟市西区槇尾420番地　アヴニール池田307号
債務者　中口　直美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４１号
山梨県甲斐市下今井2308番地
債務者　内藤　梨香
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係